

# 近世葛城山北麓における多水源の灌漑と水利慣行

高橋 清 吾

- I. はじめに
- II. 地域の概観
  - (1) 奈良盆地の水利
  - (2) 研究対象地域の特性
- III. 水源の確保と灌漑方法
- IV. 水論の発生
  - (1) 長尾村と今市村による水論の展開
  - (2) 争点の整理と裁定
- V. 水利慣行の形成
  - (1) 水論と水利組織
  - (2) 水利組織と領主
- VI. おわりに

## I. はじめに

日本では、農業において必要不可欠な水を得るために河川や溜池などによる灌漑が行われている。とりわけ農耕の歴史が古い地域では、近世以前から複数村落の結合による水利組織を形成して行われてきた。水利組織内では水の配分方法や井堰の管理が徹底され、伝統的な水利慣行として継承されてきた。極度に水が不足する地域では時として水利慣行が破綻し、村落間で水論が度々発生してきた。このような水利慣行の萌芽は中世に見られる<sup>1)</sup>。荘園成立期から崩壊期には水利組織が形成され、水利慣行が成立し、近世以降へと継承されたことが実証されている。水利につ

いて記述された史料は近世に作成されたものが多い。その内容には水路の普請や水利に伴う村落結合、用水組合の管理運営、水論に関する記述等が見られる。

本稿では、水利史料の解読を基礎に近世村落間における灌漑水利からみた村落関係について追究したい。灌漑水利は村落が相互に協力することで成立してきた。量的に限界のある自然資源の合理的な利用を目指して村落間での折衝が繰り返され、水利用の規定として水利慣行が形成されてきた。この視点から用水獲得に向けて村落がどのような関係を構築してきたのかを明示することで、村落関係の一端が窺えると思われる。

研究方法としては水利史料を収集し、日本各地における灌漑水利を論証した喜多村<sup>2)</sup>の論考を参考としたい。喜多村は水利史料について水利権を保証するものとした。水論が生じた場合は水利史料をもとに水利権の主張や水利慣行の見直しをなされたものとした。すなわち、水利史料を分析することで水を介した村落関係を論証できると考える。さらに、水論の発生による訴訟から裁許に至るまで過程を検証することで水利組織と領主との関係についても言及したい。水論の考察については、文献史学の川島<sup>3)</sup>による論考を参考にした

研究対象地には慢性的に水不足な地域を取

り上げる。厳格な水利慣行を規定したことが想定されるからだ。そこで本稿では奈良盆地南西部の葛城山北麓を研究対象地とする。当地は山麓に小規模な乏水性の扇状地が連なり、河川の流量も少ないことから盆地内においても特に用水の確保に困苦していた。北麓部の葛城市當麻付近では近世の水利復原に適する史料が残存するほか、圃場整備を受けていない古い水田・水路が現在も見られるが、これまで研究対象地としては看過されてきた。

これまで葛城山麓における水利研究では堀内<sup>4)</sup>や野崎<sup>5)</sup>が葛城山南麓部を研究対象地とし、その灌漑方法を論考してきた。堀内は主に水路の形態や構造について明らかにした。一方、野崎は村落集団の形成について論証すべく水利組織を取り上げてきた。だが、本稿の目的である合理的な水利用を目指した村落関係については論究されなかった。堀内や野崎による論考と本稿で明示した結果を比較することで葛城山麓一帯での灌漑水利の普遍性を導き出したい。

以下、Ⅱ章では地域の概観として奈良盆地全体の水利の特徴と葛城山麓における村落の概況を提示する。Ⅲ章では葛城山麓の水源地の特徴と灌漑方法について述べ、続くⅣ章では長尾村と今市村による水論を発生から奉行所による裁定までを取り上げる。そしてⅤ章では水利慣行の成立を水論と水利組織との関係から検討し、さらに水利組織と領主の関係について考察する。

なお、本稿が水論の分析に用いる史料は、主として宝暦2年(1752)の「南今市村・長尾村と水論二付御訴訟口上書写」(史料1)<sup>6)</sup>および「長尾村・南今市村水論二付長尾村返答書写」(史料2)<sup>7)</sup>、そして奉行所が裁定を下した宝暦4年(1754)の「南今市村・長尾村水論出入裁許書」(史料3)<sup>8)</sup>であり、後述するように、水論に関する記述のほかに番水に代表される水利慣行や水路・井堰などの復原

に有効かつ貴重な情報を含んでいる。

## Ⅱ. 地域の概観

### (1) 奈良盆地の水利

奈良盆地はその周囲を生駒、金剛、笠置等の約600~1,100mの低い山地に囲まれ、ほぼ矩形をなしている。年間降水量は1,400~1,500mmであり、日本全国の平均降水量の1,800mmと比較して雨量が少ない。また平地面積に対して山地面積が狭小なため水を貯留する空間が限られている。このように雨量、水の貯留空間などを考慮すると安定した用水を得にくい状況にある<sup>9)</sup>。こうした自然的要因から、盆地内では吉野川分水が通水する1974年まで農業用水が不足していた<sup>10)</sup>。

灌漑整備が進行する以前は収穫の見込めない耕地も多いことから、農耕には困難を極めた。このため、水路や溜池などの灌漑整備によって用水を確保することで徐々に耕地化を進行させた<sup>11)</sup>。また、近世以後新田開発の記録が見られないことから、中世末期において盆地内の耕地開発は完了していたと考えられている<sup>12)</sup>。

拡大した耕地に対し、利用可能な水は限られており、長い年月をかけながら調整を繰り返すことで村落ごとに順番に配水する水利組織が形成された<sup>13)</sup>。この過程で配水の順番や時間に関する規則を徐々に体系化し、水利慣行が創出された。こうして中世においてほぼ確立された水利組織は、自治的性格を帯びながら近世へと継承された<sup>14)</sup>。

水利組織は近接する水源の周辺に分布している。その中でも河川を水源とする場合が多い。主な利用河川として盆地の東部山地から流出する岩井川(奈良市)<sup>15)</sup>、布留川(天理市)、巻向川(桜井市)や盆地西部から流出する兄川、水越川(御所市)、大和川などが挙げられる。このような河川灌漑に対して、河川水が不足する地域や高低差などにより河川からの取水が難しい地域では、溜池や地下

水などの複数の水源によって補完していた。奈良市北西部<sup>16)</sup>では付近に河川が少ないため溜池利用に比重が置かれていたほか、生駒谷などの山地集落では、谷や窪地に貯水する灌漑方法が確認されている<sup>17)</sup>。盆地南部から南西部の金剛山地や法隆寺周辺<sup>18)</sup>では河川のほか溜池、地下水が用水源とされてきた。

## (2) 研究対象地域の特性

葛城山は、奈良盆地南西部の奈良県と大阪府との府県境に当たる金剛山地に属す。地形的には盆地側に断崖が連なり山麓には新旧の扇状地が発達している<sup>19)</sup>。

山麓部では砂礫層が堆積して浸透性が高いうえ、水量の少ない小河川が多く、奈良盆地内のなかでも農業用水の確保に苦心していた。そのため番水などの水利慣行が継承されてきた。葛城市忍海地区の兄川や寺口の柿本川<sup>20)</sup>、御所市の葛城川上流周辺の村落などは、そうした典型である。さらに扇頂部、扇端部を問わずに溜池が築造されてきたほか葛城山南部の北窪や朝妻では補助水源として横井戸が利用され、奈良盆地内では特異な灌漑方法を有する地域とされた<sup>21)</sup>。

葛城山北麓には加守台地と南部縫合扇状地が広がる<sup>22)</sup>。小規模な南部縫合扇状地上には、標高150m以下の扇頂部から扇端部にかけて村落が分布していた(図1)。扇頂部から扇中央部付近には新在家村・染野村・當麻村・大橋村・中村・竹内村・兵家村・太田村が立地していた<sup>23)</sup>。扇中央部から扇端部にかけて良福寺村・鎌田村・今在家村・勝根村・今市村・長尾村・大畑村・八川村・尺土村・木戸村・市場村が分布していた。

明治初期の土地利用を見ると(表1)當麻村の田地が約157町、畑地が約9町、藪が約9反である。磐城村の田地が約289町、畑地が約14町、藪が約2町からなる<sup>24)</sup>。これらの土地利用は近世の土地利用とほぼ同様と考えられる。水が不足しやすい扇状地にも関わら

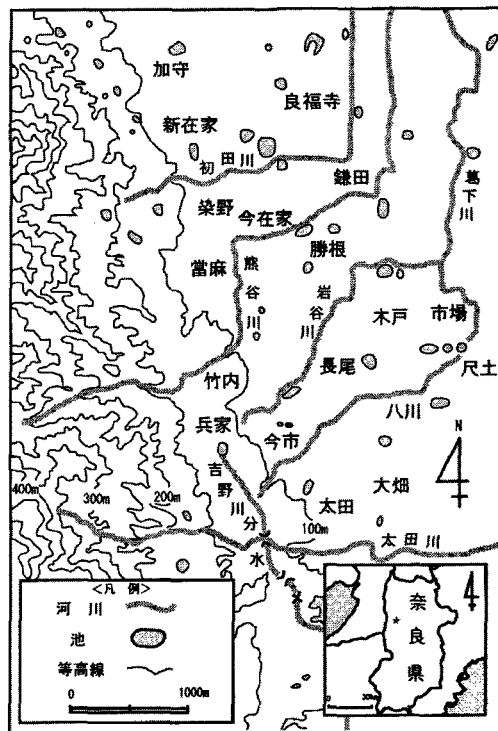


図1 研究対象地域

1:25,000地形図「大和高田」,「御所」による。

ず田地の利用が多いことから、葛城山麓の他地域と同様に灌漑水利が整備されていたことが窺える。

近世、大和国は領主の転封が進行し、幕末には所領が錯綜していた。葛城山北麓の17村落においても時代を経るごとに支配領主が変遷した。慶長10年(1605)前後から元和初期にかけては旗本や幕府により統轄されていた。元和5年(1619)は領主の大きな変動期に当たり旗本領以外の全村が郡山藩による支配に移行したほか、他国の領主の支配下に置かれた村落もみられた<sup>25)</sup>。

## III. 水源の確保と灌漑方法

葛城山を水源とする河川は大和川水系に属する。熊谷川・岩谷川・葛下川はいずれも流出後北東へ流れ、大和高田市でそれらが合流して葛下川になり、王寺町で大和川と合流す

表1 葛城山北麓の明治初期の土地利用

村	大字	田地				畑地				藪					
		単位				単位				単位					
		(町)	反	畝	歩	(町)	反	畝	歩	(町)	反	畝	歩		
當麻	加守	35	9	7	8	1	3	2	24			1	27		
	新在家	18	8	0	9		1	9	17			記載なし			
	今在家	18	3	0	18		9	2	0			6	18		
	染野	26	4	6	12	3	0	0	16			3	6	16	
	當麻	37	9	1	12	2	8	2	0			4	6	22	
	勝根	19	6	6	9	1	1	6	29			記載なし			
	計	157	1	2	8	9	4	3	26			9	1	23	
磐城	木戸	23	5	7	18				記載なし			4	12		
	長尾	28	9	0	22	2	3	9	29			記載なし			
	竹内	45	5	0	27	1	9	1	9	1	2	4	6		
	岩橋	98	9	9	22	5	3	4	27			9	2	27	
	大畑	3	1	4	26		5	3	10			記載なし			
	八川	30	3	2	23		8	3	0			1	9	20	
	今市	31	6	5	26	2	4	1	26			記載なし			
	尺土	27	3	9	27		4	9	7			8	13		
計	289	5	2	11	13	9	3	18			2	4	9	18	
五位堂	良福寺	56	4	0	12	1	8	3	10			4	9	17	
	鎌田	59	1	8	8	1	6	1	0			記載なし			
	計	115	5	8	20	3	4	4	10			4	9	17	
陵西	市場	67	2	6	20	2	5	0	15				27		
合計		629	4	9	29	29	3	2	9			3	9	1	25

(川井景一編『大和国町村誌』, 名著出版, 1985, 518～519頁, 521～529頁より作成。田地面積は税地田を表す。面積の数値は単位ごとに合算し, 30歩を1畝, 10畝を1反, 10反を1町として繰り上げている。)

る。太田川は流出後高田川・葛城川・曾我川と合流し河合町と安堵町の町境で大和川と合流する(図1参照)。葛城山北麓地域ではこれらの河川を中心に灌漑利用がなされてきた。

河川水が行き届かない耕地や河川水が不足する地域には, 補助用水として溜池が築造されてきた。溜池台帳<sup>26)</sup>から葛城山北麓地域における溜池の分布とその特徴を見ると, 扇中央部と扇端部では貯水量が多く, 受益面積も広域に及ぶものが見られる(表2)。形態面に着目すると四方を築堤された皿池であることがわかる。この典型である新在家の新在大池は, 北麓地域の溜池の中で特に貯水量が多く, 広い受益面積を有する。扇頂部に目を移すと, 谷を堰き止めて築造した谷池が分布する。それらは総じて, 貯水量・受益面積が小

規模であり, 最小のものとして當麻の西谷池2号が挙げられる。地域別に溜池の特性を概観すると扇頂部から扇中央部に村域を有していた當麻・加守・兵家では溜池の個数が多く, 貯水量や受益面積が小規模なものから大規模なものまで多様である。これに対し扇端部に位置する長尾・今市・尺土などでは溜池の個数こそ少ないが貯水量や受益面積の大きな溜池が目立つ。その他の小規模な灌漑として, 早魃時の補助用に地下水が利用されていた記録が残る<sup>27)</sup>。

それぞれの水源では周囲の村落が結合して水利組織を形成し, 水利慣行に基づいて取水を行っていた(図2, 表3)。水利組織を形成する村落数は2～3村である場合が多い。これは, 堀内が奈良盆地の河川流域での水利組

表2 葛城山北麓の溜池

番号	池名	面積 (ha)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	受益面積 (ha)	所在地
1	新池	0.22	2,100	6.0	今市
2	樋尻池	0.23	1,900	2.5	今市
3	イセ池	0.91	25,400	10.0	今市
4	日谷池 1号	0.03	50	4.0	兵家
5	日谷池 2号	0.02	30	2.0	兵家
6	藤の木池	0.86	13,600	10.0	兵家
7	寒谷池	0.20	2,300	3.0	兵家
8	別所池	0.56	10,600	10.0	兵家
9	野田谷池	0.23	5,300	5.0	兵家
10	二度山池	0.18	1,900	4.0	兵家
11	論地池	0.21	10	10.0	長尾
12	峯坂池	1.60	33,000	18.0	長尾
13	木戸古池	1.93	19,900	18.0	長尾
14	木戸新池	1.15	14,800	11.0	木戸
15	弥宮池	1.35	48,000	60.0	太田
16	太田新池	0.67	11,400	36.0	太田
17	太田小池	0.12	500	2.0	太田
18	太田太池	0.26	3,200	8.0	太田
19	上池	1.13	10,500	49.0	太田
20	堂ヶ池	0.06	170	2.0	太田
21	竹内蓮池	0.04	50	2.0	竹内
22	立石池	0.33	1,300	2.0	竹内
23	的場池	0.16	500	12.0	竹内
24	池原池	0.33	50	2.0	竹内
25	尺土池	2.80	54,900	15.0	尺土
26	八川新池	0.73	5,300	17.0	八川
27	八川古池	1.66	34,500	6.0	八川
28	大畑池	0.77	16,100	26.0	八川
29	ニゴリ池	0.09	1,100	7.0	加守
30	北池	0.78	36,100	7.8	加守
31	鴨池	0.18	840	2.0	加守
32	カンス池	0.11	300	2.0	加守
33	堂池	0.12	450	8.0	加守
34	加守南池	0.94	2,300	11.0	加守
35	補陀落池	0.37	2,100	8.0	加守
36	シロ池	0.02	50	8.0	加守
37	加守蓮池	0.26	2,200	8.0	加守
38	加守小池	0.51	2,600	6.0	加守
39	北谷池	0.33	2,200	4.0	新在家
40	北原池 1号	0.22	50	2.0	新在家
41	北原池 2号	0.03	90	4.0	新在家
42	北原池	0.27	5,400	4.0	新在家
43	新在大池	2.16	112,000	42.0	新在家
44	南良池	0.29	3,900	3.0	新在家
45	鳥谷口池	0.06	230	2.0	染野
46	トトラ池	0.10	250	2.0	染野
47	王ヶ池	1.33	18,900	12.0	染野
48	勝根池	1.25	21,500	12.0	勝根
49	新宮池	0.75	9,500	13.0	當麻
50	西谷池 1号	0.06	130	2.0	當麻
51	西谷池 2号	0.02	40	2.0	當麻
52	地藩池	0.10	200	2.0	當麻
53	中坊池	0.13	1,000	2.0	當麻
54	墓池	0.27	4,200	5.0	當麻
55	瓦堂池	2.00	100,000	25.0	當麻
56	當麻古池	0.77	6,500	18.0	當麻
57	當麻新池	0.85	15,000	15.0	當麻

(昭和63年度當麻町溜池台帳より作成。)

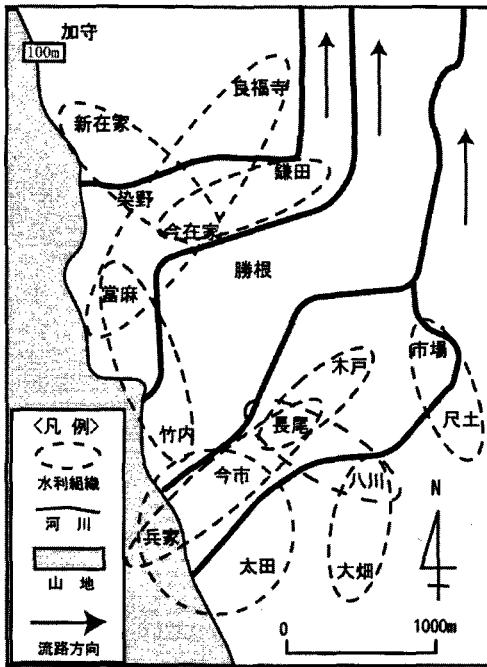


図2 水利組織の分布

當麻町史編纂委員会『當麻町史』1976、當麻町教育委員会および1:25,000地形図「大和高田」、「御所」による。

注) 大橋村と中村は、明治22年に當麻村に編入されたため、本図では、當麻として表示した。

織の調査<sup>28)</sup>で明らかにしているように水量の限界を考慮し、この構成数に決定されたと考えることが妥当であろう。

次にそれらの水源の利用規定である水利慣行についてみていく。まず、扇頂部付近の水利慣行は當麻村と竹内村の事例に代表される。熊谷川を利用する両村は取水期間の開始から終了までの間、1ヶ月間のうち10日間は昼夜とも當麻村が取水し、残りの20日間は昼夜とも竹内村が取水すると規定されていた<sup>29)</sup>。扇頂部に位置する村落間の水利慣行は利用できる水に余裕があり、取水時間の規則が大きなことから緩やか規定が特徴であった。それに対し、扇端部付近の水利慣行は、多くの水源を複合的に利用するためにより複雑で、まして村域が錯綜し耕地が入り組んでいる場合は関係村落間でさらに込み入った規定がつけられた。そのような扇端部村落間における水利慣行とその実態は、宝暦2年(1752)の「南今市村・長尾村と水論二付御訴訟口上書写」(史料1)<sup>30)</sup>に詳しく見ることができる。以下史料1から長尾村と今市村の水路図(図3)を復原し、それを参考に両村におけ

表3 葛城山北麓の水利組織と利用水源

番号	水利組織	利用水源
1	當麻村・中村・竹内村	熊谷川
2	新在家村・染野村・今在家村	玉ヶ池・新池・尻池・高尾新池
3	今在家村・鎌田村	熊谷川
4	市場村・尺土村	溜池
5	長尾村・木戸村	溜池
6	長尾村・八川村	葛城川
7	兵家村・今市村・太田村	太田川
8	竹内村・當麻村・大橋村	富川用水
9	兵家村・長尾村・今市村	岩谷川・溜池
10	八川村・大畑村	溜池

(天保14年(1843)當麻村明細帳、同年染野村明細帳、弘化元年(1844)中村明細帳、元文5年(1740)葛下郡勝根川除樋井出明細帳、宝暦2年(1752)南今市村・長尾村と水論に付御訴訟口上書写、寛政12年(1800)市場村・尺土村水論和談為取替状、寛政5年(1793)水論に付取替状写、文政4年(1821)長尾村領大かた井出一件内済状、弘化3年(1846)水論出入一件諸願控書、明和2年(1765)八川村・太田村溜池等に付為取替規定証文『當麻町史』(1976)より作成。)

注1) 8番の太田村と如意村は、寛文2年(1662)旗本東条家の相続に当たり、太田村を兄長矩に上太田(如意村)、弟正甫に下太田(太田村)に分村した。

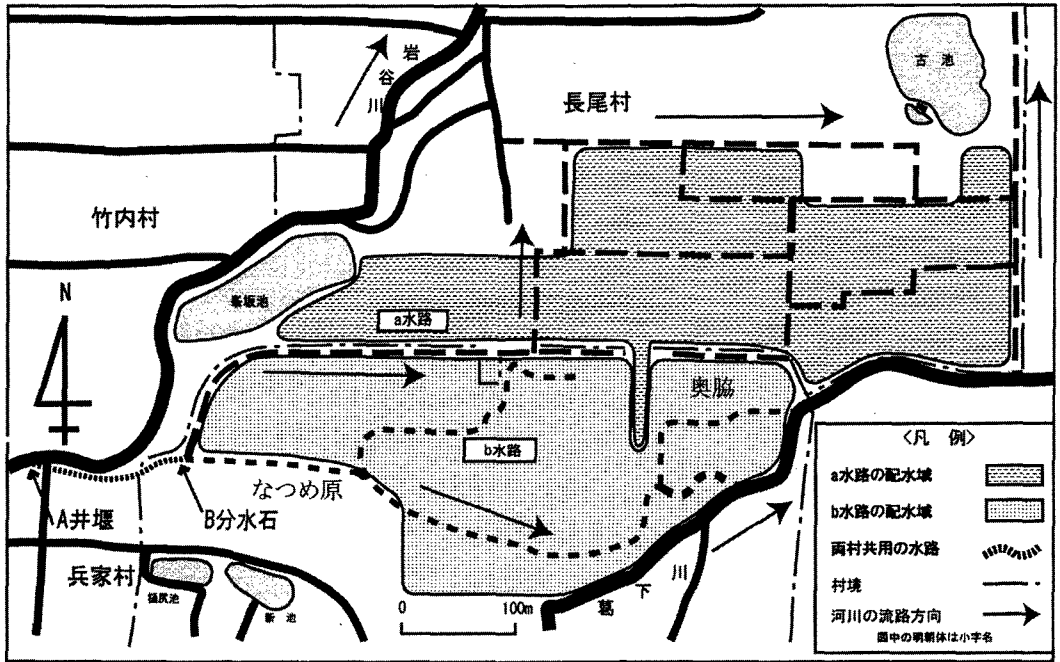


図3 分水点から長尾村、今市村の水路および排水域  
 當麻町発行の1:2,500 當麻町全図による。

る水利慣行の特徴についてみていくことに  
 する。

河川からの取水は井堰から行う。井堰は地形による高低差や川幅にあわせて工夫されていた。長尾村は主に標高の高い山麓を流れる岩谷川から取水し葛下川に排水している。今市村<sup>31)</sup>の一部の耕地は葛下川から取水後、網目状に張り巡らされた水路を伝い耕地を灌漑している。史料に「川筋」と記述されている用水を参照すると岩谷川のA井堰から分水された用水は長尾村と今市村の村境まで流れB分水石で分岐されて両村へ流れていく<sup>32)</sup>。a水路は集落の北西から北東を配水範囲とし最後は葛下川に合流する<sup>33)</sup>。b水路は主に集落の南東部の耕地を配水範囲としながら八川村との境界で北向きの進路をとり木戸村へと流れる。現在では長尾のa水路が今市との境界とされる。両村では分村・合村・村切りによる村の境界変更がないことからa水路が境界として存続していたことが推測される。

この長尾村・今市村が共有する水路は5月より1ヶ月間のうち、昼夜20日間は河川上流側の兵家村が取水し、残りの昼夜10日間のうち1日8時間は今市村が取水し、16時間は長尾村が取水することが規定されていた。すなわち、上流の兵家村を含めた3か村で兵家6：長尾2：今市1という取水比が水利慣行として定められていたのである。

#### IV. 水論の発生

##### (1) 長尾村と今市村による水論の展開

近世、葛城山北麓では分水をめぐる水論が度々発生していた。乏水地域では取水の妨害が原因で農耕に支障をきたす場合がある。その一例として、長尾村と今市村による水論について取り上げたい。両村は寛文2年(1662)と宝暦2年(1752)に水論を発生させている。まず、寛文2年の争論は、両村のB分水石の管理を巡る内容が原因であった<sup>34)</sup>。具体的にはB分水石を今市村が独占し、長尾

村への配水を拒否したことが原因であった。この事態について長尾村が奉行所に訴訟を起していた。その後、宝暦2年にも水論を発生させている。本章では先述の宝暦2年の史料からその発生と両村の主張についてみていく。まず今市村が作成した訴状(史料1)<sup>35)</sup>は、水論の発生経緯を次のように説明している。

去未の五月より水論之義は右俱羅瀬井堰より今市村所持、之豊田池水非常水番水等取来り候、井路下に長尾村領境に今市村方御田地水入口ヶ所、之則ち右之井路より往古より常水池水を以立毛育来候、然処に去未年植付に右池水五月廿七日に出し、(中略)翌廿八日は川上兵家村より下り候、番水長尾村当日にて井路指合申に付、同廿九日右池水を以同井路当村長四郎地へ植付水入申処、(中略)去年に限り相妨水一雫も入れさせ申事不罷成由、我儘申剩大勢相催喧嘩仕掛候

これによれば、それまで今市村は、くら瀬井堰(A井堰)より豊田池の水を取水し長尾村との村境付近の10ヶ所の取水口を利用して、毎年田植えの時期には豊田池の水を5月27日に放水し、付近の田地へ配水していた。ところが宝暦2年(1752)5月28日長尾村が今市村の取水方法に関して抗議を行った。翌29日、今市村の農民が田地へ取水を試みたところ、長尾村によって取水を妨害されたことが原因で水論が発生したとされる。

この争論で今市村は、長尾村の分水堰と取水方法に関する水利慣行違反を訴えた。具体的には第1の条件としてB分水石を付近の地主が個人的に管理している「豊田井堰」と呼ぶべきであると主張した。つまり長尾村がB分水石について両村で管理すべきであるという主張を誤りであると指摘した。第2に、今市村は自村の水路の取水口について述べた。村境を流れるa水路は長尾村専用ではなく両村兼用の水路であるとした。今市村が利用し

ている取水口のうち字奥脇の4ヶ所は長尾村のa水路より取水しなければ水田としての使用が不可能になることから長尾村の許可を得て取水していることを付け加えた。

今市村のこれらの主張に対して、長尾村は取水方法が誤りではないことを返答書(史料2)<sup>36)</sup>において次のように反論した。

長尾村はB分水石について両村で取り交わした水利慣行の証文に両村で利用することが明記されていることを強調した。次に長尾村は水路から個人の水田への取水について論じた。つまり、B分水石から村境を流れるa水路は長尾村の専用であるが、今市村域である字奥脇の耕地はa水路から取水しなければ水田として耕作が不可能になるため、今市村からの懇願を受けてやむなく水を譲渡してきた経緯を述べた。現在の状態では両村で交わした証文に反するため付近の農民も困惑していることを記した。

## (2) 争点の整理と裁定

両村の主張が異なり、示談による解決が不可能であるため裁定を領主である郡山藩に委ねた。奉行所は、寛文年間に今市村より長尾村へと渡された証文<sup>37)</sup>の確認と現地検分を行い、争点を整理し(表4)、裁許書(史料3)<sup>38)</sup>を下した。裁定の結果より、まず村境のa水路は両村で使用するものであり長尾村専用の水路ではないとの結論を出した。次にB分水石については、両村で水を等分することが決定されており、今市村が豊田井堰などと個人名を付けて使用することは誤りであるとの判断を示した。さらに長尾村と今市村の水利慣行が円滑になされるよう、奉行所は以下の内容を両村に命じた。まずB分水石には新たに分水石を設置し、その設置費用や修繕費用は両村で等分に負担すること、また取水口については、証文での規定事項に反する箇所や地形的要因で取水が難しい箇所などを大幅に見直し(表5)、伏樋の敷設を行うなどの新しい



表4 今市村と長尾村の争点のまとめ

争点	今市村の主張	長尾村の主張
B分水石について	・両村で管理するのではなく、今市村の農氏が管理している。名称も豊田井堰か久四郎井堰という。	・証文では両村で管理する決まりであり、名称も「分水かきわけ」である。
a水路と取水口について	・a水路は両村兼用であり、今市村が利用する取水口が17カ所ある。このうち字奥脇では、4カ所の取水口を利用しなければ水田が不可能になる。	・証文ではa水路は長尾村の専用水路であり、今市村の利用は禁じられている。 ・字奥脇は今市村の願い出によってやむなく行っている。

(宝暦2年(1752)「南今市村・長尾村と水論二付御訴訟口上書写」、宝暦2年(1752)「長尾村・南今市村と水論二付長尾村返答書写」『當麻町史』, 1976により作成。)

表5 裁定後の取水状況

番号	所在地		所有者	地目	等級	面積	取水方法
	大字	小字					
1	今市村	樋尻ヶ久保	喜兵衛	田地	上田	7畝24分	長尾村入作徳兵衛田地(字堀田)より田通しにして取水すること。
2	今市村	樋尻ヶ久保	徳兵衛	田地	上田	7畝8歩	樋尻池から取水すること。
3	今市村	なつめ原	又助	田地	上田	7畝28歩	今市村の分水石より上流から取水すること。
4	今市村	なつめ原	記載なし	田地	中田	4畝28歩	今市村の分水石より下流から取水すること。
5	今市村	なつめ原	又次郎	田地	中田	1反3畝22歩	今市村の分水石より上流から取水すること。
6	今市村	なつめ原	又助	田地	上田	7畝22歩	今市村の分水石より上流から取水すること。
7	今市村	なつめ原	記載なし	田地	下田	5畝18歩	又助の田地より田通しで取水すること。
8	今市村	なつめ原	孫市郎	田地	中田	1反1畝20歩	又助の田地より田通しで取水すること。
9	今市村	なつめ原	伊兵衛	田地	中田	4畝18歩	又助の田地より田通しで取水すること。
10	今市村	なつめ原	善右衛門	田地	下田	3畝29歩	今市村の藤助の田地より田通しにして取水すること。
11	今市村	なつめ原	善右衛門	田地	上田	2畝1歩	今市村の藤助の田地より田通しにして取水すること。
12	今市村	奥脇	現得寺	田地	上田	6畝18歩	今市村の水路から取水すること。
13	今市村	奥脇	市佐衛門	田地	下田	7畝	現得寺の田地より田通しにして取水すること。
14	今市村	奥脇	平八	田地	上田	6畝20歩	現得寺の田地より田通しにして取水すること。
15	今市村	奥脇	儀右衛門	田地	中田	8畝20歩	現得寺の田地より田通しにして取水すること。

(宝暦4年(1754)「南今市村・長尾村水論出入裁許書」『當麻町史』, 1976により作成。)

配水方法も命じた。

## V. 水利慣行の形成

### (1) 水論と水利組織

葛城山北麓において残存する史料から水論を概観すると、各地で争論が発生していたこ

とがわかる(表6)。水論の発生原因を見ると分水方法を巡る事例が多いことから人為的な問題から発生していることが分かる。具体例を挙げると前章で取り上げた長尾村と今市村の水論や寛政5年(1793)の兵家村・如意村・太田村・今市村の水利組織での水論<sup>39)</sup>

(番号6)、明和7年(1770)の中村・良福寺村<sup>40)</sup>の水利組織による水論(番号4)では水路の運用方法を誤ったことが原因で水論を発生させていた。分水方法を巡る水論は、些細な事象に思われるが、暴力事件にまで発展した場合もあり<sup>41)</sup>水を巡る村落間の緊張状態が窺われる。

水論の発生地点に着目した場合、扇端部に近い水利組織間で発生した事例と扇頂部と扇端部の水利組織間で発生した事例が見られる。前者には長尾村と周辺の村(番号1, 2, 3, 8)や市場村と尺土村の争論(番号7)<sup>42)</sup>が該当し後者には、前出の中村・良福寺村(番号4)と兵家村と周辺の村々の一件(番号6)が当てはまる。

次に扇端部での水論が多い理由について考えたい。長尾村や市場村などの扇端部に位置する水利組織の水源を見た場合、複数の河川や溜池、地下水を利用していた。水源が多い理由には水が不足しやすいことが関連している。通常、河川は上流側から取水されるため、下流側の水利組織は上流側の水利組織と比較して利用できる水量に限られる。水田に水が必要な時期や渇水が発生した場合は、扇端部の水利組織ほど水が不足しやすくなる。このため補助水源として溜池や井戸等の多くの水源に依存することになる。各地の水源では水利慣行が規定されており、多くの水源を利用する扇端部の水利組織ほど番水などの水利慣行が複雑化していただろうことは想像に難くない。つまり、扇端部の水利組織では水不足を補うために多水源に依存せざるをえず、その中で水源ごとに規定された複雑な水利慣行を誤ることで水論が発生しやすい状況にあったと考えられる。

ところで、北麓地域以外の状況については、既述したように、野崎が南麓兄川流域の灌漑水利の特徴を検討しており、水利組織の分水方法が配水面積と分水量とが連動していたことを明らかにしている<sup>43)</sup>。すなわち、扇

頂部の水利組織が1カ月に1町あたり6時間の取水がなされていたのに対し、扇端部の水利組織は、同様の条件で2時間20分にしかならず、扇頂部の水利組織による取水権が優先されていた。そのため、扇端部の水利組織では貯水量の多い溜池を築造することで不足分を補完していたと述べている。この南麓兄川流域水源と水利組織の関係は、北麓にもほぼ同様に当てはまる特徴といえる。

## (2) 水利組織と領主

水論が発生した場合は、いかなる方法で解決されたのであろうか。

原則的に水論は、当該村落間での解決が望まれていた<sup>44)</sup>。ただし、示談には幾つかのパターンが見られる。まず、同じ領内の場合は、当事者間による示談での解決がみられた。例えば、幕府領内で発生した明和7年(1770)の中村と良福寺村との水論(番号4)が挙げられる<sup>45)</sup>。

また、当該村落間の示談による解決が不可能な場合は同領の他村に仲介を依頼して事態の鎮静化を図った。文化14年(1817)の長尾村・八川村の争論(番号8)では、磯壁村・中筋村・下田村・今市村が仲裁を務めた<sup>46)</sup>。明和7年(1770)の當麻村・大橋村(番号5)の水論も、具体的な村名は記されていないが他村に仲介を依頼していた<sup>47)</sup>。

これに対して当該村落の領主が異なる場合は、それぞれに領主を同じくする村落が仲介役をした。寛政5年(1793)の兵家(新庄藩領)・如意(旗本領)・太田(旗本領)・今市(郡山藩領)の水論(番号6)<sup>48)</sup>と明和7年(1770)の長尾(郡山藩領)・木戸(旗本領)がそれに当たる(番号3)<sup>49)</sup>。前者の場合、同郡内の中戸村(新庄藩領)と竹内村(旗本領)が仲介役を引き受け、後者には、同郡内の尺土村(旗本領)と勝根村(郡山藩領)が対応した。

一方、他村による仲介を得ながらも解決に

表6 水論の発生と解決までの過程

番号	発生年	関係した村	村落の立地点	原因	調停後の結果	仲裁に入った村・裁定した機関	備考
1	寛文2年 (1662年)	長尾(○) ⇄ 今市(○)	長尾：扇端 今市：扇端	分水方法をめぐる対立	記載なし	郡山代官・野口村(○)	史料①
2	宝暦2年 (1752年)	長尾(○) ⇄ 今市(○)	長尾：扇端 今市：扇端	分水方法をめぐる対立	井路から離れた田は田通しにする。 分水石の位置の確定と新調(築造費・修繕費は等分する)。寛文期の証文より今市村が使用している井堰は違法のため取り払う。 今市村の違法取水に気づかなかつた庄屋・年寄・組頭を手鎖。証文の焼失を届出なかつた長尾村の庄屋・年寄・組頭を手鎖。	八川村(○)・市場村(○)・疋田村(○)・郡山代官	史料②
3	明和7年 (1770年)	長尾(○) ⇄ 木戸(◎)	長尾：扇端 木戸：扇端	記載なし	長尾村が溜池を拡張することで問題を解決。	尺土村(◎)・勝根村(○)	史料③
4	明和7年 (1770年)	中(●) ⇄ 良福寺(●)	中：扇頂 良福寺：扇端	分水方法をめぐる対立	記載なし	※	史料④
5	明和7年 (1770年)	當麻(●) ⇄ 大橋(●)	當麻：扇頂 大橋：扇頂	記載なし	記載なし	※	史料⑤
6	寛政5年 (1793年)	如意(●) 兵家(☆) ⇄ 太田(●) 今市(○)	兵家：扇頂 太田：扇央 如意：扇央 今市：扇端	分水方法をめぐる対立	野田谷池の築造 分水石の確定 分水石破損時の負担額の等分化	中戸村(☆)・竹内村(◎)	史料⑥
7	寛政12年 (1800年)	市場(○) ⇄ 尺土(◎)	市場：扇端 尺土：扇端	溜池の取水方法をめぐる対立	両村で利用する溜池を拡張することで問題を解決。	角倉与一 京都代官所	史料⑦
8	文化14年 (1817年)	長尾(○) ⇄ 八川(○)	長尾：扇端 八川：扇端	八川村が長尾村の井堰の土俵を取り払う。	土俵の積替え・番水の確認 長尾村は井堰からの取水量を一町とする。 洪水時は長尾村が土俵の管理をする。	磯壁村(○)・中筋村(○)・下田村(○)・今市村(○)	史料⑧

凡例：郡山藩領・・・○、旗本領・・・◎、幕府領・・・●、新庄藩領・・・☆

史料① 寛文2年(1662)長尾村・南今市村水論二付言上書、史料② 宝暦2年(1752)南今市村・長尾村と水論二付御訴訟口上書、宝暦4年(1754)南今市・長尾村水論出入裁許書、史料③ 明和7(1770)長尾村・木戸村水論出入内済証文写、史料④ 明和7年(1770)水論二付済口日限延引御断状、史料⑤ 明和7年(1770)大橋村・當麻村水論内済申上状、史料⑥ 寛政5年(1793)水論に付為取替状写、史料⑦ 寛政12年(1800)市場村・尺土村水論和談為取替状、史料⑧ 文化14年(1817)長尾村領おかた井手土俵留取払一件に付御札方窮状、文政4年(1821)長尾村領おかた井手一件内済状『當麻町史』、1976により作成。

注1) ※の番号4, 5の水論では、中村と良福寺村が小堀数馬役所へ、當麻村と大橋村は小堀数馬角倉与一の役所へと訴えているが、審議中に内済し、水論を解決している。

至らない場合は、奉行所や代官所などに裁決を仰いだ。そのような事例は、表6中にも3件の事例(番号1, 2, 7)が認めることができる。まず、前章で取り上げた郡山藩領の長尾村と今市村の争論では寛文2年(1662)と宝暦2年(1752)に郡山代官へ向けて訴訟を起していた。(番号1, 2)特に宝暦2年の史料には、村方三役から領主に向けて「御代官様御役所江書付を以御願奉仕候処」と調停を求めている。当時、郡山藩の職制には郡代や代官の職が置かれていた<sup>50)</sup>。同領の八川・市場・疋田各村の仲裁が叶わず、代官へ調停を願い出たものと推察される。また、寛政12年(1800)の市場村と尺土村との間に生じた水論は、幕府代官角倉氏に裁許を求めた(番号7)<sup>51)</sup>。ただし、幕府領ではない両村が「京都御番所様へ及出訴候処」と京都の代官所へ訴えた具体的経緯については不明である。

以上より断片的ではあるが水論史料から水論解決までの過程を分析することでそこに一定のパターンが見い出され、領主の異同から示談による解決方法や訴訟先が異なっていたことが把握できた。領主と水利に関する既往の論考を参照した場合、中世に水利慣行が確立していた地域では、近世領主が用水管理の詳細な事項には関与しないとされてきた。すなわち、近世以前に自然発生的に形成された自治的組織を支配する機能を補助したという見解である<sup>52)</sup>。奈良盆地の特性を考慮するならば、この見解にも概ね首肯できよう。しかし、それらの見解は、水利が平常通り営まれる段階を指しており、水論が発生した場合は示談による解決が望まれていたものの、領主の助力によって解決に至る場合もあった。つまり平素の水利慣行に領主が関連することは見られないが、水論が発生した非常時に水利組織に対して領主が関与してくる様相が察せられる。

## VI. おわりに

以上のように、本稿は近世水論史料の分析と現地調査をもとに、葛城山北麓における灌漑水利からみた村落関係について検討してきた。明らかにしえた点は以下のようにまとめることができる。

まず、葛城山北麓の水源と水利組織をみると河川や溜池などの水源に近い各村落が水利組織を形成し、水利慣行に基づき水を配分していた。多くの水利組織は2~3村落から構成されていた。乏しい水量を配分して耕作を行うにあたり、この構成数が限界であると考えられる。

河川水が行き届かない耕地には溜池や地下水が利用されていた。扇頂部の溜池は谷や窪地を利用し、貯水量の少ないことが特徴である。これに対し扇端部の溜池は貯水量が多いものが分布していた。河川は扇頂部から取水されるため扇端部に近い村落ほど水が不足していた。渇水などの非常時に備えるためにも溜池や井戸などの補助水源を設置することは不可欠で、扇端部の村落ほど用水を補うべく多くの水源に依存していた。

各水源には水利慣行が規定されており、多くの水源を利用して扇端部の水利組織では水利慣行が複雑化していた。このような状況から、水利慣行を誤るなどの人為的な問題により水論が発生しやすい条件下にあった。扇端部に立地する長尾村と今市村の争いは水利慣行が錯綜するなかで取水方法を誤ったことで生じた水論の典型といえる。そこには用水確保が極限状態にあった村落の苦心していた様子が察知される。水源と水利組織の検討を通じて、扇頂部と扇端部での村落間における競合的かつ相互依存的な関係を見出すことができた。

また、これまで水利組織に対して領主が関与することは少ないとされてきたが、それは水利が平常通り営まれる段階を指しており、

水論が発生した場合は領主の助力によって解決に至った事例があった。ここから、通常時の水利慣行に領主が関連することは見られないものの、水論が発生した非常時には、水利組織に対して領主が関与していた様相が看取された。

最後にこれらを踏まえ、葛城山北麓の事例と葛城山麓の他地域との比較を行いたい。葛城山麓は浸透性の扇状地であることから用水確保が困難であった。水源と水利組織の関係についてみると、葛城山麓を流下する兄川流域では、扇端部の村落は扇頂部の村落の取水により水が不足気味であった。このため貯水量の多い溜池などを築造することで、用水不足を補完していた。その他の事例として葛城川支流の扇央付近では、地下水脈を利用した横井戸が用いられていた。このように、葛城山麓の扇央・扇端部付近では河川以外に溜池や井戸を利用して、河川や溜池、地下水などの複数の水源を利用し、水源に合わせた水利組織を形成していた点で北麓の地域と共通している。以上より葛城山麓地域の灌漑水利は限られた水を合理的に配分する点で概ね一致していたといえる。

奈良盆地では吉野川分水に代表される灌漑施設の整備により、広範囲にわたる配水が可能になり、盆地内の水不足が解消されたほか宅地造成に伴う耕地の減少等から農業用水が余剰傾向にある<sup>59)</sup>。このような状況から、古くからの水利慣行は姿を消してしまった。その間の劇的な変貌過程について究明することを今後の課題としたい。

(神戸大学・院)

#### 〔付記〕

本稿は2004年12月に奈良大学文学部地理学科に提出した卒業論文を大幅に加筆・修正したものである。本稿の作成には、神戸大学人文学研究科の長谷川孝治先生にご指導を戴きました。卒業論文の作成では、奈良大学文学部の土平博先生のご指導を戴きました。記して感謝申し

上げます。なお、本稿の骨子は、2005年3月17日の第53回全国地理学専攻学生卒業論文発表大会（於：東京学芸大学）にて発表した。

#### 〔注〕

- 1) ①野崎清孝「水利慣行」(藤岡謙二郎編『日本歴史地理用語辞典』, 柏書房, 1981), 306頁。②寶月圭吾『中世灌漑史の研究』(畝傍書房), 目黒書店, 1950。1943年初出。
- 2) 喜多村俊夫『日本灌漑水利慣行の史的 research 総論編』, 岩波書店, 1950。
- 3) 川島 孝「近世用水争論の解決過程—河内国新大和川上流右岸を対象として—」, 歴史研究16, 1974, 26~62頁。川島は、大和川を水源とする水利組織の水論の発生から解決までの過程について検討し、解決の方法には村落間の示談による方法と奉行所の裁許による方法があったことを述べている。
- 4) 堀内義隆「奈良盆地葛城扇状地に於ける横井戸灌漑の研究」, 人文地理10-1, 1958, 17~27頁。
- 5) 野崎清孝『村落社会の地域構造』, 海青社, 1988。
- 6) 當麻町史編纂委員会『當麻町史』, 當麻町教育委員会, 1976, 773~777頁。
- 7) 前掲6) 777~781頁。
- 8) 前掲6) 782~788頁。
- 9) 松浦茂樹「古代奈良盆地における開発と河川処理」, 水利科学27-2, 1983, 1~23頁。
- 10) 奈良地理学会編『大和を歩く』, 奈良新聞社, 2000, 252頁。
- 11) 農業試験場百周年記念事業実行委員会『大和の農業技術発達史』, 奈良県農業試験場, 1995, 30~31頁。
- 12) 金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』, 大明堂, 1985, 241~281頁。
- 13) 前掲5) 172頁。
- 14) 前掲1) ②357~359頁。
- 15) 岩井川は領主である興福寺の管理のもと、複雑な番水制を採用していた。古島敏雄『土地に刻まれた歴史』, 岩波新書, 1967, 98頁。
- 16) 具体的には、奈良市北西部の西大寺や秋篠が該当する。堀内義隆「奈良盆地における

- 部落の水利構造についての研究」, 地理学評論39-3, 1966, 4頁。
- 17) 堀内義隆・大山徹真「奈良県平原谷の灌漑水利について」, 人文地理10-1, 1958, 41～42頁。
  - 18) 奈良盆地中央部の斑鳩町周辺。前掲16)。
  - 19) 角川日本地名大辞典編纂委員会『角川日本地名大辞典29 奈良県』, 角川書店, 1990, 320頁。
  - 20) 前掲5) 171～197頁, 199～211頁。
  - 21) 堀内によると横井戸とは, 山麓付近に設置された素堀の地下水路とされる。前掲4)。
  - 22) 前掲6) 16～17頁。
  - 23) 大橋村と中村は, 明治22年(1887)に當麻村に編入されている。平凡社編『日本歴史地名大系第30巻 奈良県の地名』, 平凡社, 1981, 133頁。
  - 24) 大和国町村誌は, 明治14～15年(1881～1882)の調査に基づいて公刊された史料である。川井景一編『大和国町村誌』, 名著出版, 1985, 518～519頁, 521～529頁。
  - 25) 葛城山北麓の領主の変遷をみると延宝8年(1680)に兵家村が永井氏の新庄藩領に変わり, 中村, 當麻村は幕府領へ移行した。染野村・鎌田村は延宝7年(1679)に幕府領, 天和2年(1682)水口藩領, 天保8年(1837)に壬生藩領となり, 廃藩置県を迎えた。大橋村・良福寺村は元和5年郡山藩領, 延宝7年に幕府領, 天和2年に近江水口藩領, 元禄8年(1695)壬生藩領, 正徳2年(1712)幕府領, 享和元年(1801)郡山藩領へと変遷し廃藩置県に至ったとされる。前掲23) 128～142頁。
  - 26) 當麻町役場所蔵の「昭和63年度溜池台帳」を利用した。
  - 27) 前掲6) 44頁。
  - 28) 堀内義隆「奈良盆地における水利集団の分布と水利秩序について」, 地理学評論43-3, 1970, 171-182頁。
  - 29) 前掲6) 43頁。
  - 30) 前掲6)。
  - 31) 今市村は現香芝市にも存在し幕末に両村を区別するために葛城市側を南今市, 香芝市側を北今市とされた。本稿では今市と表記する。
  - 32) 岩谷川からの取水口をA井堰とする。水路を今市村と長尾村で分岐させる分水点をB分水石とした。
  - 33) 実際の水路名が不明なため, 模式的にa水路, b水路と表記する。
  - 34) 前掲6) 764～766頁, 「長尾村・南今市村水論二付言上書」, 寛文2年(1662)。
  - 35) 當麻町史に翻刻された史料1に筆者が主要な部分を抜き出して, 読点と助詞を付した。前掲6)。
  - 36) 前掲6)。
  - 37) 本裁許状に記されている今市村から長尾村へと宛てられた証文とは, 先述した寛文2年(1662)の水論の際に作成されたものと推測される。
  - 38) 前掲6)。
  - 39) 前掲6) 681～685頁, 「水論に付為取替状写」, 寛政5年(1793)。
  - 40) 前掲6) 922～923頁, 「水論二付済口日限延引御断状」, 明和7年(1770)。
  - 41) 前掲6) には「百姓迄残馳来り当村水人足は散々に打擲仕候」と記述され, 分水方法を巡った村人らによる争論が発生していた。
  - 42) 前掲6) 823～824頁, 「市場村・尺土村水論和談為取替状」, 寛政12年(1800)。
  - 43) 前掲5) 171～197頁。
  - 44) 前掲3), 吉田正志「内済」(荒居英次編『古文書用事用語大辞典』, 柏書房, 1980), 378頁。
  - 45) 前掲40)。証文の宛先には「小堀数馬様御役所」と記されている。文面からは一度役所へと訴訟を起したが, 審議中に内済していたことが記述されている。
  - 46) 前掲6) 802～805頁, 「長尾村領おかた井出土俵留取払一件に付御糺方窮状」, 文化14年(1817), 「長尾村領おかた井手一件内済状」, 文政4年(1821)。
  - 47) 前掲6) 886～887頁, 「大橋村・當麻村水論内済申上状」, 明和7年(1770)。証文の宛先には「小堀数馬様角倉与一様御役所」と記されており, 一度役所へと訴訟を起したが, 審議中に他村の仲介によって争論が解決したことが記述されている。

- 48) 前掲39)。  
 49) 前掲 6) 792～793頁, 「長尾村・木戸村水論 出入内済添証文写」, 明和 7 (1770)。  
 50) 柳沢文庫専門委員会編『大和郡山市史』, 大和郡山市役所, 1966, 295～296頁。
- 51) 前掲42)。  
 52) 前掲 2) 244～245頁。  
 53) 森瀧健一郎「奈良盆地における水利用の動向」, 奈良大学紀要31, 2003, 42～45頁。

The Use of Water Sources for Agricultural Irrigation and Customs Associated with Water Rights,  
 in the Mt. Katsuragi Area, Nara Prefecture, in Early Modern Times

TAKAHASHI Seigo

This paper aimed to clarify the water sources used for irrigation in the area around the foot of Mt. Katsuragi, in Nara prefecture. Because of the special nature of local conditions, it has always been difficult to secure a consistent supply of water for agriculture in the Nara basin. As a result, local agricultural communities devised different solutions, which have been subject to a number of studies. On the other hand, however, no study has yet been undertaken on irrigation in the northern part of Nara basin.

The key results:

- 1) Because there was less water available on the plains than on the mountain side, farmers on the plains supplemented their supply with water from reservoirs and underground pipes.
- 2) Many irrigation groups, made up of two or three villages, were formed around a single source such as a river. The group controlled water rights and apportioned the use of the water. Disputes often occurred over breaches of water rights.
- 3) Water rights disputes were typically settled out of court. When it was impossible to settle out of court, the dispute was referred to the neighbourhood committee, or the agency of the local lord.

**Key words:** Mt. Katsuragi, irrigation group, water rights, water rights disputes